

ハイエク知識論の展開と構造

阪井, 遼
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/26245>

出版情報：学生法政論集. 7, pp.87-104, 2013-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



ハイエク知識論の展開と構造

阪 井 遼

〈目 次〉

はじめに

第1章 方法論の移行と知識論の展開—1936年から1952年

第1節 知識の主観性

第2節 社会的な存在としての個人

第3節 『科学による反革命』

第4節 『感覚秩序』

第2章 後期知識論の特徴と自生的秩序の構造

第1節 「知識の自律分散」と『『現場の人間』の知識」

第2節 集団淘汰論と「自生的秩序」の形成

第3節 自生的秩序の循環構造

第3章 伝統・慣習

第1節 ストック

第2節 運搬

第3節 知識論における「伝統・慣習」の位置付け

おわりに

はじめに

F. A. ハイエクは、一般的には新自由主義の旗手となった思想家・経済学者として理解され、彼の一連の思想活動は、「政府などによる人々への外的な制約を排除して、個人の行動の自由を担保することこそが自由社会の根本的な条件であるという主張」をし続けたものだ¹とされている。そのことは事実であるのだが、これを単に政治権力の不完全性を指摘してそれが肥大することの危険性を指摘するという側面のみで理解することは、適切ではない²。にもかかわらず、ハイエクの主張のそうした面が強調されたのは、山中優が指摘するように、共産主義や福祉国家政策といった「二十世紀における“政治による救済”の潮流に対抗する有力な批判」として用いることができたからである³。しかし、このようなハ

¹ [佐伯・柴山 2009]15 頁。

² [山中 2007]3 頁。

³ [山中 2007]2～3 頁。

ハイエク理解は、当時の時代的あるいは政治的な背景に過度に引きずられてしまったものであろう。

では、ハイエクの思想の根幹にある、時代的・政治的な色彩を捨象したところにあるものは何なのか。そこで注目すべきなのは、彼の著作の多くに「知識」に関わる記述が数多く見られる、ということである。たとえば、ハイエク自身は激しく社会主義を批判したのであるが、それは、社会主義を生みだした設計主義的合理主義が、知識論上大きな問題を抱えていたからである。つまり、ある種“非政治”に見える「知識論」に、彼が自由主義的な政治思想を主張するに至った内在的理由があると考えられるのである。そこで、本稿において、「知識論」にスポットライトを当てることにしたのである。

ところで、ハイエクに関するこれまでの先行研究において、彼の知識論の重要性は度々指摘されており、その中で彼の知識論の特徴として、「知識の自律分散」と『『現場の人間』の知識」（実践知・暗黙知）がしばしば挙げられてきた⁴ののだが、そうした特徴を生み出す理論構造については、十分には語られてこなかったように思われる。しかし、知識論の特徴を生み出した体系的な構造を見ることで、ハイエクの思考パターンが浮き彫りになり、彼の考えるところの「自由な社会」あるいは「大きな社会」の輪郭が見えるのではないだろうか。このような、「知識論」の構造に着目するところからハイエクの自由論へアプローチするという視点は、先行研究にはあまり見られないものだと思う。

また、先行研究との比較で言えば、ハイエクが思想や方法論を一貫させてはいなかったという点と、ハイエクは制度論的立場にあったという点を、本稿は採用している⁵。そうした立場に立った上で、「知識論」の構造の一つのモデルを提示しようというのが、本稿の主題である。

本稿の議論は以下のように進める。

第1章では、ハイエクの方法論上の移行とそれに伴う知識論の展開について論じる。彼の膨大な仕事は、初期・移行期・後期の3つの時期に区分される⁶ののだが、その中でも特筆すべきなのは、移行期と後期では方法論上の移行が見られるということである。ここではその移行を見ると同時に、その移行に伴う彼の知識論の展開を述べることにする。

続いて第2章では、上で触れた彼の知識論の特徴について見ていき、そして、第1章で扱った集団淘汰論による自生的秩序の形成とその構造について触れる。それにより、後期ハイエクの議論の中心部を概観して、問題の所在を確定していくこととする。

⁴ 一例として、[森村 2005]126-129 頁など。

⁵ 同じような立場のものとしては、[山中 2007]や[森田 2009]がある。

⁶ 具体的には、1936年以前の経済学をメインフィールドとしていた時期（初期）、経済学における均衡分析の問題を論じた「経済学と知識」（1936年）以降の社会哲学へと関心が移行した時期（移行期）、大著『自由の条件』（1960年）の執筆を始めた1950年代半ば以降から晩年まで（後期）、という区分である。このような区分の例としては、[森田 2009]91 頁など。

次に第3章では、ハイエクの自生的秩序の構造の中で重要な役割を果たしている「伝統・慣習」という社会的な秩序が、知識論の中でどのような役割を果たしているのか、そして、どのような知識論の構造を形成しているのかを、この章で論じていくこととする。そして、ハイエク知識論の構造を示す、一つのモデルを導き出そうと思う。

第1章 方法論の移行と知識論の展開—1936年から1952年

ハイエクの研究生活が大別して3つの時期に区分できることは上述した。その中でも、「経済学と知識」という論文の元となる講演を行った1936年以降の移行期は、経済学の外側へと関心を広げ始めた時期であるため、ハイエク知識論を主題とする本稿で触れないわけにはいかない。

その移行期において特に問題となるのは、ハイエクが、正統派経済学が採用している方法論的個人主義の限界を感じたことにより、方法論上の動揺を抱えていたということである⁷。その動揺が落ち着いたのが後期（『自由の条件』の執筆を始めた1955年頃以降）であり、特に『法と立法と自由』では、方法論的個人主義とは相容れない集団淘汰論が確立されるに至った⁸。この1936年から1950年代半ばまでの間の方法論的模索は、分析の出発点を個人にのみ認める立場から、社会から個人へのフィードバックを積極的に採用する立場へと変遷したという点で、ハイエクの社会理論、特に知識論において非常に重要である。

その移行期の作品が多く集められている『個人主義と経済秩序』の中の、特に経済学からの移行と方法論上の動揺・移行が垣間見える4つの論文と、1952年刊行の『科学による反革命』を検討するという形で、方法論の移行とそれに伴う知識論の展開を考察していくこととする。そして、本章第4節では、移行期と後期の“橋渡し”的存在だと私が考える『感覚秩序』に触れ、次章以降の議論へとつなげていこうと思う。なお、本章における方法論の移行に関する議論は森田雅憲の議論を多く参照したが、その方法論の移行に伴う知識論の展開を強調するのは本稿独自の視点である。

⁷ この点について、初期ハイエクの方法論的個人主義も詳細に検討すると、一般的なものとは異なる彼独自のものであったという主張もあるが、ここではそういう差異性は考慮せず大きな意味で捉えている（[山中 2007]253 頁参照）。

⁸ [山中 2007]116-117 頁。この方法論の変遷について、山中は、『法・立法・自由』においてもはや方法論的個人主義による理論構成が完全に影を潜め、むしろ集団淘汰論にもとづいた文化的進化論が全面的に展開されるに至ったのは、かつて『自由の条件』において彼自身の自由論の要諦たる位置を占めていた『無知の承認に基づく自由擁護論』の論理をさらに徹底させるにつれて、もはや方法論的個人主義による自生的秩序の説明が不可能になったことに彼が気付くに至ったからではないか。ハイエクにおける集団淘汰論の傾斜にはそのような事情が潜んでいたように思われるのである（[山中 2007]119 頁）と分析している。

第1節 知識の主観性

ハイエクの「移行期」は、「経済学と知識」⁹という論文から始まる。なぜここからが移行期と見なされるのかというと、この論文が、ハイエクの方法論的な転回点となった論文であると考えられるからである¹⁰。そして、これ以降ハイエクは、「中心的な経済問題を、稀少資源の効率的利用ではなく、分散している知識の生成と利用に係わるもの」と捉えるようになったのである¹¹。

本論文においてハイエクは、経済学においては、観察者たる経済学者が知っている客観的事実と、行為者が知っている事実、すなわち「行為者の知識」がイコールであるという単純な想定がなされていると批判し、行為者の知識という本質的に主観的なものが、客観的なものに一致するという保証はどこにもない、と主張した。つまり、数学や幾何学のように「内的整合性という検証以外のどのような検証にも服しない一連の自明の諸命題からなる体系の一つ」として経済学を捉える傾向から生じる、上のような認識論を強く批判したのである¹²。

また、ハイエクは、正統派経済学の均衡理論は客観的事実と行為者の知識の一致を無自覚的に仮定するだけで、一致に至るメカニズムを明らかにしてはいない、とした上で、経済学者の本来の役割は、学習や経験を通じて行為者が獲得する不完全な主観的知識が、市場という非人格的機構を通じて、いかに統合され均衡にいたるかを説明することにある、と指摘した¹³。

後にハイエク自身が、この論文について以下のように述べている。すなわち、「経済理論の任務は、一人の人間の頭脳に集中しているのではなく何百万もの異なる人間がもつ別々の知識としてのみ存在する大量の知識を活用するような経済活動の全体的秩序がどのようにして実現されるのか、を説明することにある、という点がこの論文の中心となる結論であった」と¹⁴。このことからわかる通り、ハイエクの中で、知識の主観性への視点の移行が起こったのである。

そのような移行があった一方で、依然として「経験科学としての経済学」という認識についての変化はなかった。したがって、この論文は、「経験主義的アプローチに従って均衡分析を唱道しつつ、その均衡を達成するための条件として主体の主観的知識の問題を取り上げ、かつ主観的知識の不完全性に言及する」¹⁵という、矛盾を孕んでいたと言わざるを

⁹ *IEO*第2章。1936年の、ロンドン・エコノミック・クラブにおける会長講演を元にしたもの。論文としての刊行は1937年。以下、ハイエクの著作については略号を用いる（文献一覧を参照）。

¹⁰ [森田 2009]67頁。

¹¹ [グレイ 1989]153頁。

¹² *IEO*訳書51頁。

¹³ [森田 2009]69頁。

¹⁴ 1964年の立教大学における講演の中で述べた。*SIP*訳書18頁。

¹⁵ [森田 2009]70頁。

得ない。ただ、この矛盾点こそが、彼に方法論上の動揺が起こったことを端的に示すものであろう。

この矛盾点を解消することとなったのが、「経済学と知識」から6年を経て発表された「社会科学にとっての事実」¹⁶である。この論文は、ハイエクの問題意識が経済学を飛び出して社会科学全般へと拡大したということもあって、ハイエク理解において注目すべき論文である。

本論文でハイエクが特に強調するのは、自然科学と社会科学の本質的な相違である。つまり、自然科学においては、主観を排した共通認識を得ることが可能であるが、社会科学においては、現実の特性による定義ではなく、各人が持つ見解によって定義されるため、事物とは「人々がそれらがそうだと思うもの」¹⁷なのである。すなわち、社会学者がある事物について豊富な知識を有していても、「それが当事者のもつ知識でないのであれば、…人びとの行為の動機を理解する上で、…なんの助けにもなりえない」¹⁸のである。したがって、社会科学においてある人間の行為を類型化したりするときは、「観察者がこれらの対象について知っていることにもとづいてではなく、観察されている人がそれについて知っている」と観察者が思っていることにもとづいて」いるのである¹⁹。

そうであるならば、社会科学の理論は、「総体としての社会全体にかんするものではない。それらは経験的観察によって社会全体の行動や変化についての法則を発見するなどと誇称するものではない」²⁰。社会科学の理論の役割は、言語や法律体系といった複雑な構造の再構築を手助けする精巧な手法となって、人びとが社会構造を解釈するための基礎となることなのである²¹。

このように、社会科学における「知識」を極めて主観的なものと捉え、その知識の主観性との整合性をとるために経験主義的な方法論ではなく主観主義的なそれを採用することで、「経済学と知識」で生じた矛盾点を解消することに、本論文は成功している。「経済学と知識」の後の6年間で、一つの問題に答えを出した、と言えよう。

以上から、移行期の前半において、ハイエクの知識論において鍵となる、「知識の主観性」という視点が確立されたのである。詳しくは後述するが、この「知識の主観性」から、「知識の自律分散」という議論が得られるのである。

¹⁶ *IEO*第3章。1942年、ケンブリッジ大学モラルサイエンスクラブにおける講演を元にしたもの。論文としての刊行は1943年。

¹⁷ *IEO*訳書85頁。

¹⁸ *IEO*訳書86頁。

¹⁹ *IEO*訳書86頁。

²⁰ *IEO*訳書101-102頁。

²¹ *IEO*訳書101-106頁。

第2節 社会的な存在としての個人

移行期も後半に差し掛かると、ハイエクは「真の個人主義と偽りの個人主義」²²を著すこととなる。ここでは、デカルト流の合理主義を源流とし、主流派経済学に受け継がれている「個人主義」を批判し、ヒューム、スミス、バークらの流れを汲む個人主義を「真の個人主義」と呼び、社会的な存在としての個人という視点を重視している。

彼によると、「真の個人主義」の本質的特徴は、「第一には社会の理論、すなわち人間の社会生活を決定する諸力を理解しようとする試みであるということであり、社会についての見方から導きだされる一組の政治的な格率は第二義的なものに過ぎないということである」²³。他方で、デカルト流合理主義的「個人主義」は、「社会的過程はそれが個人の人間理性の統制に服従させられる時にのみ人間の諸目的に役立つようにされうるという結論を必然的に導き、したがってそれは社会主義に直結する」²⁴のである。

ハイエクによると、真の個人主義の議論の基礎は、「誰がもっともよく知っているかということとは誰も知りえないということ」であり、そのことを見出すためには伝統や慣習といった社会的過程を通すしかないのである²⁵。言い換えるならば、人々の行為の基底には伝統や慣習があり、それらは、「一方的に社会から個人に与えられることによって、人の行為を内部あるいは外部から、規制・誘導する」²⁶。だからこそ、人々は、「知的設計の結果として生まれたものでない諸慣習にも、…これらに進んで従う用意がなければならない」²⁷のであって、伝統や慣習に従うことによってのみ、自らが所有していない知識を利用することができるのである。

この「個人主義」論文と同年に刊行された「社会における知識の利用」²⁸の中でも、ハイエクは、「われわれは、それぞれの領域でこれまでにうまく行くことが立証されている慣習や制度を土台として、これらの慣習的な行為や制度を発展させてきたのであるが、これら慣習的な行為や制度は、われわれが築き上げた文明の基礎にもなっている」²⁹として、伝統や慣習の重要性を主張し、社会的な秩序の中でしか個人は知識を利用できないことを強調する。

しかも、そのような認識は、社会科学における知識の主観性を重視する立場から見出されたもののようである。すなわち、ハイエクの分析によると、主流派経済学の理論の多くは、「自然現象を扱うなかで発達させてきた思考の慣習を誤って社会現象に移し入れ」と

²² IEO第1章。1945年、ダブリンのユニヴァーシティ・カレッジにおいておこなわれた第12回フィンレイ講義を元にしたもの。論文としての刊行は1946年。

²³ IEO訳書10頁。

²⁴ IEO訳書14頁。

²⁵ IEO訳書19頁。

²⁶ [森田 2009]75頁。

²⁷ IEO訳書27頁。

²⁸ IEO第4章。

²⁹ IEO訳書124頁。

いう方法論的な誤謬を抱えているが故に、知識の主観性という性格を曖昧にしか認識していないのである³⁰。しかし、社会において知識は、任意の誰にとっても完全な形では存在しないため、社会の経済問題というものは、「誰にとっても完全な形では与えられていない知識を、いかに利用するかという問題である」³¹という。そして、知識を最大限利用できる個人とはどのようなものかという視点に立つと、それはやはり「社会的な存在としての個人」でしかないのである。

このような、個人の行為における伝統・慣習という社会的秩序の重要性を主張することは、方法論的個人主義とは相容れないものであり、方法論上の移行の証拠であろう。

第3節 『科学による反革命』

本書は1952年に公刊されたものであるが、ハイエクが方法論的個人主義を採用していたとする議論の中で、そのことを指摘するために度々引用される³²。確かに、本書には以下のような文章がある。

これらの擬似実体（＝「社会」や「資本主義」など）を事実とみなすのを一貫して慎むこと、個人が行動についておこなう理論づけの結果からではなく、行動において個人を導く諸概念から体系的にはじめることが、社会科学の主観主義と密接に関連した方法論的個人主義の特徴的性質なのである。³³

しかし、「方法論的個人主義」という語が登場するのは、この一度だけである。むしろ、この一文はハイエクが方法論的個人主義を積極的に採用したものだと捉えるのではなく、擬似実体を事実とみなした上に理論を組み立てる概念実在論を批判したものだと考えるべきではないか。

というのも、個人を規定する社会的な秩序を否定するような方法論的個人主義に依拠した議論は見受けられず、逆に個人の行為が制度や慣習を構成し、かつ個人はそれに従わねばならないと述べているからである。

文明は個々の知識が累積した結果であるが、社会のなかの人間が、自分も他のだれも完全には所有していない一連の知識からつねづね利益を得ることができるのは、これらすべての知識がいずれかの個的頭脳のなかに明示的・意識的に組み合わせられることによるのではなく、われわれが理解せずにもちいているシンボル、つまり習慣や制度、道具

³⁰ IEO訳書 110-111 頁。

³¹ IEO訳書 110 頁。

³² 一例としては、[阪本 2006]など。

³³ CRS訳書 38-39 頁。（ ）内阪井。

や概念のうちにその知識が体现されることによるのである。³⁴

理性の成長にとっては、われわれが個人として、さまざまな力に頭を垂れ、われわれが完全に理解することは望めないが文明の進歩とその保存さえもが依存しているような諸原理に従うことが不可欠なのである。³⁵

そのような立場に立っているハイエクだからこそ、そうした制度や慣習を考慮しない設計主義的合理主義者を痛烈に批判するのである。

…意識的な理性の能力の限界を教えるのに十分な理性をもたず、意識的に設計されたのではないすべての制度や習慣を見くだす合理主義者は、それら制度や習慣の上に築かれた文明の破壊者となるであろう。³⁶

このように、本書においては、方法論的個人主義の強調ではなく、社会科学の本質である(と彼が考える)構造や制度といったものの重要性が説かれていると見るのが妥当だと、私は思う。すなわち、1952年の段階になると、ハイエクが個人の動機・目的を説明するさらなる要因が存在すると明確に考えていた可能性が非常に高く、方法論的個人主義を採用しそれに基づく知識論を構想していたと捉えるのは無理があるのではないだろうか。

第4節 『感覚秩序』

この著作は、『科学による反革命』と同年の1952年に公刊されたものであるが、ハイエクが自らの学生時代の草稿ノートをもとに書いた心理学・神経科学の分野のものであって、彼の作品の中である種特異なものだと言える。しかし、ハイエク自身は、自らの社会理論にとってこの作品は非常に重要なものであると捉えていたようである³⁷。

そのとき(＝草稿を書いた学生時代)に得た基本的な考え方は、引きつづき私をとらえてきた。輪郭はしだいに広がり、社会科学の方法論の問題を扱うにあたっては、しばしば後援となったのであった。つまりは、理論心理学について、私の考えを体系的に検討しなおすことを迫ったのは、社会的な理論の論理的性格にかんすることがらである。³⁸

³⁴ CR S訳書 90 頁。

³⁵ CR S訳書 98 頁。ただし、訳は若干改めた。

³⁶ CR S訳書 99 頁。

³⁷ とはいえ、このような特異な著作の重要性を見出す研究は最近になってから主流となったようである。その意味で、我が国で最初期に『感覚秩序』がハイエク法理論の基礎だと見抜いた嶋津格の功績は大変なものがある(嶋津 1985]および[森田 2009]参照)。

³⁸ SO訳書 3 頁。() 内阪井。なお、このような記述の存在が、ハイエクの方法論上の変遷ではなく持

このように、ハイエク自身がこの著作の重要性を述べているのだが、私は、この作品は移行期と後期の“橋渡し”的な存在ではないか、と考える。

その大きな理由としては、以下のような「無知な主体」というモデルの考察が、移行期に現れた知識の主観性という視点を強化しているように思われるからである。彼が言うには、物理的刺激と感覚とは一対一には対応しないのであって³⁹、必然的に、人間の主観的内面の学習は、物理空間に対する「one of them」の解釈しか持ち得ないのである。また、そうであるが故に、「外的世界のさまざまな事象間の関係の『地図』は、…きわめて不完全な地図であるばかりでなく、しだいに変化するような地図でもある。それは外的世界に存在する関係の一部をあらわし、加えて、客観的に存在するものとは異なるものをあらわすだけでなく、それが再現する構造の像は一定ではなくて変化に富んでいる」⁴⁰のである。こうした見方は、第2章で説明する、後期の特徴である知識の個人間での「自律分散」という視点を構築するための基礎となったであろう。

以上から、ハイエクは1936年からの約15年間で、「社会からのフィードバック」という分析視点を獲得し、「本質的に無知な人間」とその無知な人間の「知識の主観性」という理論に到達したと言える⁴¹。特に、人間の無知性は、後期ハイエクにおいて揺らぐことのない人間観である。そのことは、『法と立法と自由』における次のような記述からわかる。すなわち、「本書全体を通じて読者がつねに銘記しなければならないことは、人間社会の構成員の行為を決定する大部分の特定事実について、人間は手がつけられないほど無知であるという事実である」⁴²と述べているのである。

第2章 後期知識論の特徴と自生的秩序の構造

前章では、方法論上の移行と、それに伴う移行期における知識論の展開の過程を見たのだが、本章ではその議論のつながりとして、後期ハイエクの知識論が持つ特徴と、方法論の変化により構成された自生的秩序論の構造について、概観していく。というのも、それにより一つのキータームが抽出され、問題の所在がわかってくるからである。

続性を示すとも考えうるが、森田雅憲は、『感覚秩序』の考え方は前期のハイエクの経済学研究の方法論的土台をなすものではなかったとしている（[森田 2009]99 頁）。

³⁹ *SO*訳書 23 頁。

⁴⁰ *SO*訳書 129 頁。なお、ここでハイエクが「地図」と呼ぶものは、外的刺激の規則性を内面に再現することで形成されるネットワークのことであり、「世界の規則性のある意味で主観的に反映する」ものである（[嶋津 1985]34 頁）。

⁴¹ 森田雅憲は、ハイエクが 1950 年にシカゴ大学に着任して、進化論的認識論の提唱者の一人であった D. キャンベルと出会ったことが、彼に知的刺激を与えたと指摘している（[森田 2009]99 頁）。

⁴² *R&O*訳書 20 頁。

第1節 「知識の自律分散」と『現場の人間』の知識

後期ハイエクの知識論の特徴として最も指摘されるものが二つある。

一つ目は、「知識の自律分散」である。これは、知識というものは各個人が主観的に持つものであり、社会のあらゆるところに遍在している、ということである。したがって、何らかの集中的権力組織がありとあらゆる知識を収集し尽くすことは不可能なのである。

この理論は、前章で触れたように、「本質的に無知な人間」という発想を基礎としたものである。つまり、「人生における決定的な事実としてわれわれは、全知ではないし、そのときどきに以前には知らなかった新しい事実に適合しなければならない」⁴³。したがって、「あらゆる個別具体的な行為が相互に前もって合理的に調整されているような事前に考えられた細かい計画に従って人生を秩序づけること」ができると主張する設計主義的合理主義は誤りなのである⁴⁴。

二つ目は、『現場の人間』の知識である。これは「知識」の分類の問題である。ハイエクが言うところの『現場の人間』の知識とは、言い方を変えるならば、「実践知」(M. オークショット)あるいは「暗黙知」(M. ポランニー)である。後期ハイエクの想定している「知識」は、自然科学的な知識だけではなく、マニュアル等には原理的に記載できない実際の行為を通じてしか開示・学習できない知識まで含むものである⁴⁵。

この特徴について、後期においてハイエク自身が直接的に言及したということはないのだが、移行期の後半（上で触れた「社会における知識の利用」の中）では、直接的に触れている⁴⁶。すなわち、「科学的知識」と「ある時と場所における特定の状況についての知識」、つまり「現場の人間」の知識とを比較したとき、一般に、前者のみに重要性を見出す傾向があるために、科学的知識が「唯一の意味のある種類の知識であるのではないということ」を、われわれがともすれば忘れがちである」という点をハイエクは指摘する⁴⁷。そしてその上で、われわれが職業に就くと行われる理論的な訓練を終えた後に、経験を積むことでようやく得られる「現場の人間」としての知識は、「社会的に非常に有用」であって、「このような知識をできるかぎり広範に入手しうるようにする方法こそが、まさしくわれわれが解答を見つけなければならない問題である」と述べるのである⁴⁸。

移行期の後半に得たこうした着想が、後期において重要な役割を果たしたと言って差し支えないだろう。

⁴³ S I P訳書 16 頁。

⁴⁴ S I P訳書 16 頁。

⁴⁵ M. オークショットは、知識一般を、定式的に誰にでも伝達され、それを知る者は誰でも使用可能な知識である「技術知」と、マニュアル等には原理的に記載できない実際の行為を通じてしか開示・学習され得ない知識である「実践知」に分類したことで有名であるが、ハイエクもこれと同様の分類を行い、それぞれ「科学的知識」と「現場の人間の知識」と呼んだ（〔渡辺 2006〕161 頁）。

⁴⁶ I E O訳書 112-118 頁。

⁴⁷ I E O訳書 112-113 頁。

⁴⁸ I E O訳書 113-115 頁。

第2節 集団淘汰論と「自生的秩序」の形成

本節では、第1章で論じた集団淘汰論への移行が、どのように展開していったかを論じていきたい。つまり、この節においては、集団淘汰論が彼の「自生的秩序」概念をどのように形成し、どのような構造を構成したのかを検討する。

さて、後期ハイエクは自生的秩序論を中心とした法・社会理論を構築したのだが、それを端的に説明するならば、ある集団内部の法や社会制度が、その集団全体の利益に資するように「進化」し、その集団が他の集団よりも繁栄したならば、他の集団の人々もその法や制度を利用するようになり、結果として、法や社会制度といった秩序の淘汰が起こる、ということである。こうした発想が、集団淘汰論から導き出されたものなのである。

…個人の行為の有効性を大いに高めた社会の秩序性は、その目的に向けて発明され設計された制度や実践のみに依拠するだけでなく、初めは別の理由のためにあるいはまったく偶然に採用された実践がその発生母体を他のグループより有利にしたため存続される過程、すなわち最初は「成長」と、後に「進化」と呼ばれた過程に依拠するところが多いとされる。⁴⁹

しかも、集団内部で人々の目的追求に適うような法・制度が作られるのは、その集団の構成員の理性による設計ではなく、「実際には発明されたものでもなんらかの目的をもって守られているものでもない慣習（customs）、習慣（habits）、あるいは実践（practices）の結果であるものが多い」⁵⁰。つまり、人々の行為の中から自然発生的に生まれてきたものということである。この点こそ、ハイエクの自生的秩序論の要諦である。

そして、なぜそうした秩序が大事なものであるかと言うと、それらの秩序が存在することによって、われわれは自らの目的を追求できるからである。つまり、集団全体の利益になるような秩序のみが選択され、そうして残った秩序が集団内の人々の利益を最大化するという、循環構造を持っているのである。森田雅憲が端的に述べているように、「自生的秩序は自由な行為により生み出され、その秩序は自由な行為を保障する」⁵¹と説明できるし、そう説明するほかないのである。

この循環構造について、次節で掘り下げていくこととする。

第3節 自生的秩序の循環構造

ここで、ハイエクにとって、集団全体の利益に資するとはどういうことなのであろうか、という点を考えねばならない。本章第1節で説明した後期ハイエクの知識論の特徴を踏ま

⁴⁹ R & O訳書 17 頁。

⁵⁰ R & O訳書 19 頁。（ ）内は原著で用いられている単語。

⁵¹ [森田 2009]230-231 頁。

えて考えるならば、それは、自らの目的追求のために様々な知識を利用しあるいは入手することだ、と言えるのではないかと私は思う。というのも、ハイエクの考える人間は、上述した通り本質的に無知だからである。これは逆説的であるが、無知だからこそ、様々な制度や慣習などを通じて知識を利用・入手しなければならず、したがって、人々が自らの目的のためにそれらの知識を用いることができる社会こそ、自由な「大きな社会」なのである。

多くの人びとによる努力の相互の調整によって、個人が所有する以上の知識、あるいは知的に統合することのできる以上の知識が利用される。そしてこの散在した知識をこのように利用することにより、ある一個人が洞察できる以上のことが達成可能となる。自由とは個人の努力にたいする直接的統制の放棄を意味するからこそ、自由社会はもっとも賢明な支配者の頭脳が包含するよりもはるかに多くの知識を利用することができるのである。⁵²

その上で、集団に利益をもたらすような、つまり多様な知識の利用・入手を可能とするような秩序はどのような秩序であるかを考えると、それは、「一人の人間がすべて知ることができるよりもずっと多くの経験と知識が沈殿している」、「進化の過程の産物」としての「抽象的ルール」により形成されたものということになる⁵³。ここにも、上で見たような循環構造が見られる。

以上から、後期ハイエクが主張した自生的秩序論は、【自生的秩序／行為ルール／「伝統・慣習」】という3つの支点で循環している、と言えるのではないか。すなわち、集団淘汰論に基づく文化的進化により集団内部の伝統や慣習といった秩序が淘汰・選択され、それが抽象的な行為ルールを進化させて自生的秩序を形成する。そして、そのように形成された自生的秩序は、伝統・慣習の淘汰・選択を通じて行為ルールを進化させるか、あるいは行為ルールを直接進化させることにより、より一層の自生的秩序形成をもたらすという、循環構造を持っているのである⁵⁴。

この循環構造の中で重要な役割を果たしているのが、集団淘汰の対象となる「伝統・慣習」である。そしてこの「伝統・慣習」こそが、ハイエク知識論にとって中心的存在である、と私は考える。そこで、この「伝統・慣習」というものの知識論上の性質を掘り下げることが次章の主題であるが、これこそが本稿において私が示したかったことである。

⁵² VOF訳書 48 頁。

⁵³ SIP訳書 19 頁。

⁵⁴ [森田 2009]224 頁参照。

第3章 伝統・慣習

前節まで章節を重ねて、移行期における方法論的個人主義から集団淘汰論への変遷、後期ハイエクの知識論の特徴、自生的秩序論の概要とその循環構造について述べてきた。その上で、後期ハイエクの知識論にとって「伝統・慣習」がどのようなものであったかを考える必要性が生じたのである。

まず、伝統や慣習という秩序が、人間および社会にとってどのような作用をもたらすのかを見ていく。結論を先取りすると、伝統・慣習は、①人々が行為する上で利用・入手した知識のストックであり、同時に、②さらなる知識の利用・入手を可能とする運搬機能をも果たすものである。そして、伝統や慣習がこうした作用をもたらす存在だからこそ、ハイエクは、「逆説的なように見えるかもしれないが、自由な社会の成功はつねにほとんどの場合、伝統に制約された社会であるというのがおそらく本当であろう」⁵⁵と述べるのである。

第1節 ストック

上で述べたように、伝統や慣習と呼ばれるものは、個人が新たに知識を発見しそれを使用することによって蓄積されて形成され、それを通じて抽象的な行為ルールが進化する。上述内容と若干重複するが、ハイエクの言葉を下に引用しておく。

…抽象的ルールは時間がかかる進化の過程の産物なのであって、そのなかには一人の人間がすべて知ることができるよりもずっと多くの経験と知識が沈殿している。このことが意味するのは、抽象的ルールを成功裏に改善することを期待するならそれより前に、人間がつくるルールと社会のさまざまな自生的力がどのようなやり方で相互に影響しあうかを、今以上にもっとよく理解しようとしなければならない、ということである。近年行われてきた以上に、経済学・法学・社会哲学の専門家たちの緊密な協働がそのために必要となるだけではない。その協働を成しとげた後でさえ、期待できるものは、劇的な変化を生み出す機会ではなくせいぜい、ゆっくり時間をかけて段階的改善を積み重ねる実験のプロセスに過ぎないのである。⁵⁶

この言葉から読み取れることは、ハイエクにとって、伝統・慣習とそこから進化するルールは、急激に変化させようとしてはならないものであるが、長期的に見ると人々の行為とそれにより入手あるいは発見される知識に応じて、徐々に変質していくという弾力性を

⁵⁵ VOF訳書 89-90 頁。

⁵⁶ SIP訳書 19 頁。

持ったものだということである⁵⁷。すなわち、蓄積された知識群が常に更新され続ける以上、「知識のストック」としての伝統・慣習も常に更新されるのである⁵⁸。

第2節 運搬

続いて、伝統や慣習の運搬機能について見ていくこととする。

ハイエクによると、人間が自らの目的を追求するとき、より多くの知識にアクセスして成功可能性を高めるためには、伝統や慣習により形成された行為ルールにしたがう必要があるのだという。

人間は目的を追求する動物であるとともにルールにしたがう動物でもある。人間が成功するのは、…人間の思考や行為が生活している社会のなかでの淘汰の過程を通じて進化を遂げ、かくして数世代の経験の所産となっているルールによって支配されているからである。⁵⁹

このように言えるのは、伝統・慣習が、集団の構成員の行為に一定の規則性を生み出し、予測可能性を高めることで、集団内の個々人を取るべき適切な行動に導くからである。文明が発達した大きな社会とは、知識の更新による伝統・慣習の進化、その進化に伴う行為ルールの進化、進化した行為ルールに基づく行為による新たな知識の入手・発見…という循環プロセスにより、「ある一人の人がもちうるよりもはるかに多くの知識の活用」を可能とし、「したがってひとりひとりにとってはその大部分の決定因子のわからない一貫した構造の範囲内で各人が活動している」という特徴を持つ⁶⁰。したがって、文明社会においては、「一人の『文明』人は非常に無知かもしれず、多くの未開人よりも無知かもしれないが、それでもかれは自分の住む文明から多大の利益を得ていることであろう」と言えるのである⁶¹。

すなわち、伝統や慣習という秩序には、ルールの進化を介して、個人に知識を与えるという、知識の運搬機能があるのである。

第3節 知識論における「伝統・慣習」の位置付け

ここまできて、人間の「知識」にとって伝統や慣習といった秩序がどのような作用を持つかがわかったのであるが、次に考えるべき課題も出てくる。それは、こうした作用を体

⁵⁷ [松原 1984]157 頁参照。

⁵⁸ この認識があるために、ハイエクは、一切の変化を許容しない頑迷な保守主義者と自らをはっきりと区別したのであろう（*FWS*訳書 196 頁以降参照）。

⁵⁹ *R&O*訳書 19 頁。

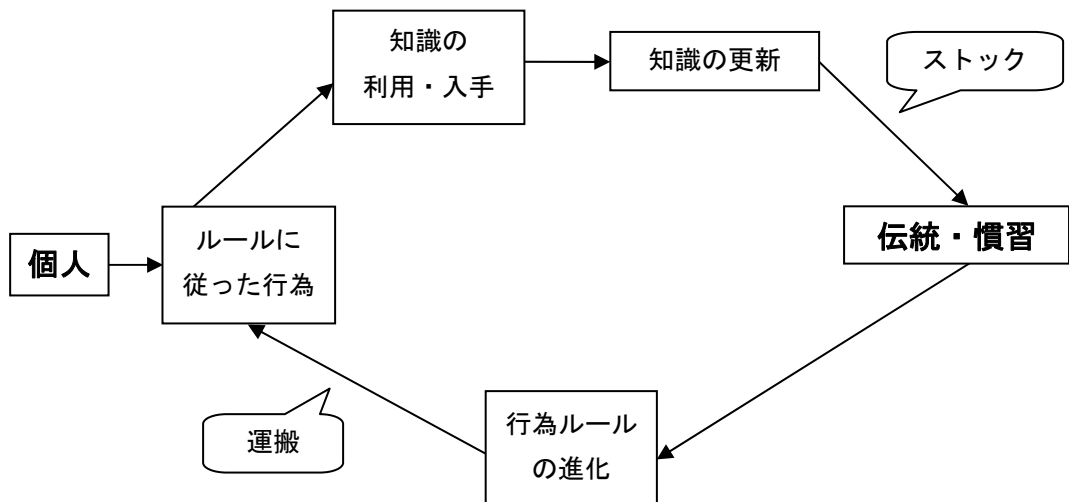
⁶⁰ *R&O*訳書 22-23 頁。

⁶¹ *R&O*訳書 23 頁。

系的に考えたときに、知識論上どのような構造のもとに位置付けられるのか、ということである。これを明らかにすることで、ハイエクの言うところの「伝統に制約された社会」の意味もわかってくるだろう。

さて、知識論の構造とそこにおける伝統・慣習の位置付けを考える上で一つのヒントとなるのが、自生的秩序の構造を示す上で用いた「循環構造」という言葉である。すなわち、私には、ハイエク知識論は自生的秩序と類似の循環構造を持っているように見えるのである。

これは、上述した伝統・慣習が持つ作用が、別々に2種類存在しているということではなく、個人から伝統・慣習にアプローチするのか、逆に伝統・慣習からフィードバックさせるのかによって、見え方が変わるということである。つまり、個人から伝統・慣習を見たとき、抽象的行為ルールに従うことで知識を利用・入手した結果、伝統・慣習は更新された知識が蓄積していった「知識のストック」となる。その一方で、伝統・慣習から個人を見ると、伝統・慣習が生み出す行為ルールにより個人は新たな知識を入手・利用できるという、ルール介在的な運搬機能があるのである。



図：ハイエク知識論の循環構造

ここでは、行為ルールに従う個人が先なのか、伝統・慣習によるルール形成が先なのかはわからない。しかし、いずれにせよ、ハイエク知識論を理解する上で、この循環構造モデルは非常にわかりやすいと、私は思う。

さらに、この循環構造は、「知識の自律分散」と『『現場の人間』の知識』という特徴が生じることを説明できる。

個人は行為ルールに従うことでしか適切な行為に導かれないのだが、この行為ルールは、知識の更新に伴って常にアップデートされる伝統・慣習により進化するため、その行為ル

ールにより利用・入手できる知識は自律的な存在だと言わざるを得ない。

また、伝統・慣習というものは、一部の特殊な職業に就いていたりある集団内でのみ継承されてきたような、言明化されず人々の動作等にのみ見受けられるものもあるため、そのような伝統・慣習が進化させる行為ルールは完全には言明化できないものであり、そのようなルールに基づき得られる知識も同様に、完全には言明化できないものであるはずである。そして、それはすなわち、『現場の人間』の知識」ということであろう。

以上から、この循環構造は、自生的秩序の循環構造の中で、知識論の特徴を生み出す上で十分整合性を持ったものなのである。

おわりに

ハイエクの思想の根底にある知識論の体系的な構造について、ここまで章節を重ねて見てきた。そして、方法論上の移行により社会からのフィードバックを認める視点を手にしたハイエクが循環構造を持った自生的秩序論に至った点から考えると、彼の知識論は個人と伝統・慣習をめぐる循環構造を持っていると言える、という枠組みが現時点で得られたわけである。

そこで、この枠組みをもとに、以下の点を少し考えてみたい。すなわち、私は本稿で伝統や慣習は常に更新される弾力性を持ったものだと言ったが、この伝統・慣習は常に市場適合的なものであり続けると言い切れるか、という点である。

例えば小島秀信は、ハイエクをE. バークと比較して、バークは市場経済を「あくまでも…伝統文化の上に開花すべきものであると考えていた」⁶²が、ハイエクの考える伝統は「進化の過程で市場適合的になって」⁶³いるのだと述べる。これは、ハイエクの伝統観あるいは人間観が市場適合的なものであった（少なくとも、歴史の中で市場適合的になった）と捉えた見解だと言えるのではないだろうか。

他方、知識論の循環構造で考えると、市場適合的な行為だけが市場適合的な伝統を形成するとは言えないのではないだろうか。つまり、市場適合的でない行為の蓄積に何らかの偶然が加わることで、現在存在する市場秩序を支える伝統が形成されたとも考えられるのである。市場秩序の形成は歴史的必然などではなく「偶然そこに行きあたった」⁶⁴ものでしかないのではないか、ということである。山中優によると、ハイエクは晩年になるほど、市場に非適合的な「悲観的人間観」を強めていったのであり⁶⁵、そこには市場適合性を安易に見出すことはできないのではないだろうか。

⁶² [小島 2011]363 頁。

⁶³ [小島 2011]362 頁。

⁶⁴ *POF*訳書 224 頁。

⁶⁵ [山中 2007]参照。

その視点から考えると、本来市場に非適合的な人間は、より豊かになりたいという感情により市場適合的でない行為を今後積み重ねていき、市場秩序とそれを支える市場適合的な伝統を破壊してしまいかねない、と言えるだろう。知識論の循環構造において伝統は常に更新されるという弾力性を持っているが、現在市場秩序を支えている伝統が、その弾力性故に反市場的に変化する可能性を捨ててくることはできないのだ。

だからと言って、市場を守るべきという立場にせよ、市場に代わる社会制度を構想するべきという立場にせよ、市場秩序を支える伝統や市場そのものを“合理的”に設計し直すことはできない（この点は、本稿でも触れた設計主義的合理主義への批判である）。われわれには、古代以来の人間の行為の積み重ねにより「偶然そこに行きあたった」ものである伝統を、庭師が庭を手入れするように調整することしかできないだろう（それがハイエクの言うところの「立法」ではないか）。つまり、知識論の循環構造からすると、近代的な見方で市場や伝統を捉えることを拒絶することになるのだ。

しかし、循環構造における伝統や慣習の弾力性から考えると、ある種の「近代批判」のために伝統を称揚することも不適切だと言えるのではないか。というのも、伝統は近代の全てを否定するものではなく、むしろ、眼前の近代社会に生きるありのままのわれわれをも包摂するものであるからだ。つまり、弾力性を持った伝統は、古代や中世のみならず、近代社会をも正統化するのである。形容矛盾のようだが、伝統は近代のものでもあるのだ。したがって、ハイエク知識論の観点からすると、近代的な見方のみで伝統を捉えることを否定するとともに、民族主義的あるいは復古主義的文脈で伝統を強調することも本質的な誤りだということになるのではないだろうか。

《文献一覧》

〈ハイエクの著作〉

※略号併記

『個人主義と経済秩序』（嘉治元郎・嘉治佐代訳、春秋社、新版2008年、原著1949年、*IEO*）

『科学による反革命』（渡辺幹雄訳、春秋社、2011年、原著1952年、*CRS*）

『感覚秩序』（穂山貞登訳、春秋社、新版2008年、原著1952年、*SO*）

『自由の条件Ⅰ 自由の価値』（気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社、新版2007年、原著1960年、*VOF*）

『自由の条件Ⅲ 福祉国家における自由』（気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社、新版2007年、原著1960年、*FWS*）

『法と立法と自由Ⅰ ルールと秩序』（矢島鈞次・水吉俊彦訳、春秋社、新版2007年、原著1973年、*R&O*）

『法と立法と自由Ⅲ 自由人の政治的秩序』（渡部茂訳、春秋社、新版2008年、原著1979年、

POF)

『哲学論集』(嶋津格他訳、春秋社、2010年、*S I P*)

〈その他参考文献〉

[グレイ 1989] グレイ, J 『ハイエクの自由論』(照屋佳男・古賀勝次郎訳、増補版、1989年、原著1984年)

[小島 2011] 小島秀信「伝統・市場・規範性—エドモンド・バークとF・A・ハイエク」(『福祉社会と政治思想』(政治思想研究2011年5月号)所収)

[佐伯・柴山 2009] 佐伯啓思・柴山桂太編『現代社会論のキーワード』(ナカニシヤ出版、2009年)

[阪本 2006] 阪本昌成『法の支配—オーストリア学派の自由論と国家論』(勁草書房、2006年)

[嶋津 1985] 嶋津格『自生的秩序 ハイエクの法理論とその基礎』(木鐸社、1985年)

[松原 1984] 松原隆一郎「コンヴェンション理論の再生—ハイエクを中心に」(『季刊現代経済』59号(日本経済新聞社、1984年)所収)

[森村 2005] 森村進編『リバタリアニズム読本』(勁草書房、2005年)

[森田 2009] 森田雅憲『ハイエクの社会理論 自生的秩序論の構造』(日本経済評論社、2009年)

[山中 2007] 山中優『ハイエクの政治思想 市場秩序にひそむ人間の苦境』(勁草書房、2007年)

[渡辺 2006] 渡辺幹雄『ハイエクと現代リベラリズム—「アンチ合理主義的リベラリズム」の諸相』(春秋社、2006年)